

生産性向上推進体制加算について

令和6年9月

広島県健康福祉局医療介護基盤課
介護事業者指導グループ

1 生産性向上推進体制加算の要件等（1）

（1）生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件（以下「加算（Ⅱ）」という。）

- ・ 委員会（※1）の開催、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドライン（※2）に基づいた業務改善を継続的に行っていること
- ・ 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
- ・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータ（※3）の提供（オンラインによる提出）を行うこと

（※1）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会

（※2）介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

（※3）業務改善の取組による効果を示すデータ等について

ア 利用者のQOL等の変化（WHO－5等）

イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化

ウ 年次有給休暇の取得状況の変化

エ 心理的負担等の変化（SRSS－18等）

オ 機器の導入による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の変化（タイムスタディ調査）

注） 加算（Ⅰ）において提供を求めるデータはア～オ、加算（Ⅱ）においてはア～ウとする。

1 生産性向上推進体制加算の要件等（2）

（2）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の要件（以下「加算（Ⅰ）」という。）

- ・ 加算（Ⅱ）の要件を満たすこと。
- ・ 加算（Ⅱ）の要件に基づき提出した実績データにより業務改善の取組による成果が確認されていること。
- ・ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- ・ 職員間の適切な役割分担（※）の取組を行っていること。

（※） 特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することのできる時間帯を設けることやいわゆる介護助手の活用等。以下同じ。）

※ 両加算の違い

加算（Ⅱ）：生産性向上の取組の成果の確認は要件としていないこと。

テクノロジーを1つ以上導入する

加算（Ⅰ）：加算（Ⅱ）で求める取組の成果の確認を要件としている。

テクノロジーを複数導入する必要がある。

加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）を同時に算定できない。

2 介護機器（テクノロジーの導入）

加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定するに当たっては、以下の介護機器を使用する必要がある。なお、加算（Ⅰ）を算定する場合は、アからウの介護機器をすべて使用する必要があり、加算（Ⅱ）を算定する場合は、アからウのうち1つ以上使用すればよい。

ア 見守り機器

全ての居室に設置すること。（※ 加算（Ⅰ）を算定する場合）

イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器

同一の時間帯に勤務するすべての介護職員が使用すること。

ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するＩＣＴ機器

3 職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減について

職員の業務内容の明確化や見直しを行い、職員間の適切な役割分担を実施すること。
(加算 (I) を算定する場合のみ)

その際、委員会において、以下のことを参考に現場の状況に応じた必要な検討をすること。

(対応例)

- ・ 負荷が集中する時間帯の業務を細分化し個人に集中することがないよう平準化すること。
- ・ 特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することができる時間帯を設けること。
- ・ いわゆる介護助手の活用（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等、利用者の介助を伴わない業務を集中的に実施する者を設ける等の取組）を行うこと。
- ・ 利用者の介助を伴わない業務の一部を外注すること。

4 委員会における安全対策の検討及び取組状況の 定期的な確認について（1）

委員会は、現場職員の意見が適切に反映されるよう、管理者だけでなく、ケアを行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等が参画するものとする。

また、委員会における検討に基づき実施された取組により業務効率化が図られた場合、その効率化された時間は、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取組に優先して充てること。

【委員会で実施すること】

- ・（1）から（4）までの事項について必要な検討を行うこと。
- ・（1）から（4）までの事項の実施状況を確認すること。
- ・ ケアを行う職員等の意見を尊重しつつ、必要に応じて利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減を図る取組の改善を図ること。
- ・ 三月に一回以上開催すること。

4 委員会における安全対策の検討及び取組状況の定期的な確認について（2）

（1）「利用者の安全及びケアの質の確保」について

- ア 見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職員が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。
- イ 利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討する。
- ウ 見守り機器を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定時巡回の実施についても検討すること。
- エ 介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例（以下「ヒヤリ・ハット事例等」という。）の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。

4 委員会における安全対策の検討及び取組状況の 定期的な確認について（3）

（2） 「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」について

実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次のアからウまでの内容をデータ等で確認し、適切な人員配置や処遇の改善の検討等が行われていること。

ア ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無。

イ 職員の負担が過度に増えている時間帯の有無

ウ 休憩時間及び時間外勤務等の状況

4 委員会における安全対策の検討及び取組状況の 定期的な確認について（4）

（3）「介護機器の定期的な点検」について

次のア及びイの事項を行うこと。

ア 日々の業務の中であらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。

イ 使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。

（4）職員に対する研修について

介護機器の使用方法的講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。

また、加算（Ⅰ）を算定するに当たっては、上記に加え、職員間の適切な役割分担による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的実施すること。

5 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について（1）

事業年度ごとに1回、生産性向上の取組に関する実績として、次のとおり原則としてオンラインにより厚生労働省に提出すること。その際、別紙1「生産性向上推進体制加算に関する取組の実績報告書」により報告すること。

【提出する事項】

- ・ 加算（Ⅰ）の場合：（1）～（5）の事項
- ・ 加算（Ⅱ）の場合：（1）～（3）の事項

（1）利用者の満足度等の評価

別添1の利用者向け調査票により、WHO-5調査（利用者における満足度の変化）の実施及び生活・認知機能尺度の確認を行うこと。

5 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について（2）

別紙1 生産性向上推進体制加算に関する取組の実績報告書（毎年度報告）

(別紙1)		令和 年 月 日	
生産性向上推進体制加算に関する取組の実績報告書（毎年度報告）			
事業所番号			
事業所名			
施設種別	1 短期入所生活介護	2 短期入所療養介護	3 特定施設入居者生活介護
	4 小規模多機能型居宅介護	5 認知症対応型共同生活介護	6 地域密着型特定施設入居者生活介護
	7 地域密着型介護老人福祉施設	8 看護小規模多機能型居宅介護	9 介護老人福祉施設
	10 介護老人保健施設	11 介護医療院	12 介護予防短期入所生活介護
	13 介護予防短期入所療養介護	14 介護予防特定施設入居者生活介護	15 介護予防小規模多機能型居宅介護
	16 介護予防認知症対応型共同生活介護		
	届出区分	1 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 2 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	
人員配置状況	（常勤換算方式） 利用者 3（人）：介護職員（人）		
1 利用者の満足度の変化			
調査時期		令和 年 月	
① WHO-5（調査） 調査対象人数 人			
点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点 20点～25点
人数			
② 生活・認知機能尺度（調査） 調査対象人数 人			
点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点 29点～35点
人数			
2 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化 調査対象人数 人			
対象期間	令和 年 月	対象期間	左表と同じ
総業務時間		超過勤務時間	
（※1）一月あたりの時間数（調査対象者平均、小数点第1位まで記載）（時間）			
（※2）対象期間は10月としているが、本加算の算定初年度においては算定を開始した月を対象期間とする。			
3 年次有給休暇の取得状況 調査対象人数 人			
対象期間	令和 年11月～令和 年10月		
年次有給休暇取得日数			
（※）対象期間における調査対象者の取得した年次有給休暇の日数（調査対象者平均、小数点第1位まで記載）（日）			

4 介護職員の心理的負担等の変化			
調査時期	令和 年 月		
① SRS-18（調査） 調査対象人数 人			
点数区分	0点～7点	8点～19点	20点～31点 32点～54点
人数			
② モチベーションの変化（調査） 調査対象人数 人			
点数区分	-3点～-1点	0点	1点～3点
仕事のやりがい	人	人	人
職場の活気	人	人	人
5 タイムスタディ調査（※）5日間の調査			
調査時期	令和 年 月		
① 日中 調査対象人数 人			
類型	直接介護	間接業務	余裕時間 休憩・待機・その他
割合（％）			
（※）余裕時間とは、突発でのケアや対応ができる状態での業務時間			
調査対象者の業務時間の総和		時間（少数点第1位まで記載）	
② 夜間 調査対象人数 人			
類型	直接介護	間接業務	余裕時間 休憩・待機・その他
割合（％）			
調査対象者の業務時間の総和		時間（少数点第1位まで記載）	
備考 加算（Ⅰ）は1～5を記入し、加算（Ⅱ）は1～3を記入すること。詳細については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照すること。			

5 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について (3)

別添1 利用者向け調査票

利用者向け調査票				別添1
施設名		利用者番号	記入日	
			年 月 日	
1. 対象利用者概要				
性別	1: 男 2: 女	年齢	才	
要介護度	1: 要介護1 2: 要介護2 3: 要介護3 4: 要介護4 5: 要介護5 6: 自立・要支援 7: その他(要支援・区分申請中等)			
2. 対象利用者の生活・認知機能尺度				
1-① 身域なもの(たとえば、メガネや入れ歯、財布、上着、顔など)を置いた場所を覚えていきますか ※介護者が一緒に探しているなど、一人で探す様子が分からない場合は、もし一人で探すとしたらどうかを想定して評価してください				
5	常に覚えていて			
4	たまに(週1回程度)忘れることはあるが、考えることで思い出せる			
3	思い出せないこともあるが、きっかけがあれば自分で思い出すこともある(思い出せないと思い出せないことが同じくらい頻度)			
2	きっかけがあっても、自分では置いた場所をほとんど思い出せない			
1	忘れたこと自体を認識していない			
1-② 身の回りにあった日常的な出来事(たとえば、食事、入浴、リハビリテーションや外出など)をどのくらいの期間、覚えていきますか ※※最近1週間の様子を評価してください				
5	1週間前のことを覚えていて			
4	1週間前のことは覚えていないが、数日前のことは覚えていて			
3	数日前のことは覚えていないが、昨日のことは覚えていて			
2	昨日のことは覚えていないが、半日前のことは覚えていて			
1	全く覚えていられない			
② 居宅の日付や場所等についてどの程度記憶できますか ※上位レベルのことで下位レベルのことが両方でき、上位と下位の間の項目ができない場合には、上位レベルのほうを適宜回答してください。例)1)と2)に該当し、2)に該当しない場合や1)を選択する				
5	年月日はわかる(※1日の誤差は許容する)			
4	年月日はわからないが、現在いる場所の種類はわかる			
3	場所の名称や種類はわからないが、その場にいる人が誰かわかる(家族であるか、介護者であるか、看護士であるか等)			
2	その場にいる人が誰かわからないが、自分の名前はある			
1	自分の名前がわからない			
③ 誰かに何かを教えたときと違って、どれくらい会場でそれを行えることができますか ※「会話ができれば」とは、2 番の居宅が互いに話合っている状態を指します				
5	会話が支障がない(「○○だから、××である」といった2つ以上の情報がつながった話をするができる)			
4	複雑な会話はできないが、普通に会話はできる(「○○だから、××である」といった2つ以上の情報がつながった話をすることはできない)			
3	普通に会話はできないが、具体的な要求を伝えることはできる(「痛い」「お腹が空いた」などの具体的な要求しか伝えられない)			
2	会話が成立しないが、発話はある(発話はあるが、簡単な質問に対して適切な回答ができなかったり、何を聞いても「うん」とだけ答える)			
1	発話がなく、無言である			

④	一人で服着ることができますか ※服着ていなかったり、介護者が先に準備しているなど、実際の服着能力が分からない場合は、一人で服着る場合を想定して評価してください						
5	自分で正しく服着できる						
4	自分で用意して服着できるが、たまに(週1回程度)服着し忘れることがある						
3	2回に1回は服着を忘れる						
2	常に誰を手助けすることが必要である						
1	服着し終わるまで介助・みまもりが必要である						
⑤	一人で着替えることができますか ※より等により身体が不自由で介助が必要な場合は、障害がない場合での衣服の機能への理解度を想定して評価してください						
5	季節や気温に応じた服装を選び、着脱ができる						
4	季節や気温に応じた服装選びはできないが、着る順番や方法は理解し、自分で着脱衣ができる						
3	促してもらえば、自分で着脱衣ができる						
2	着脱衣の一部を介護者が行う必要がある						
1	着脱衣の全てを常に介護者が行う必要がある						
⑥	テレビやパソコンなどの電化製品を操作できますか ※テレビが無い場合は、エアコンで評価してください。いずれもない場合は、電子レンジ、ラオオなどの電化製品の操作で評価してください						
5	自由に操作できる(「複雑な操作」も自分で考えて行うことができる)						
4	チャンネルの順送りなど普段している操作はできる(「単純な操作」であれば自分で行うことができる)						
3	操作間違いが多いが、操作方法を教えてもらえば使える(「単純な操作」が分からないことがあるが、教えれば自分で操作することができる)						
2	リモコンを認識しているが、リモコンの使い方が全く分からない(何をやる電化製品かは分かるが、操作を教えても自分で操作することはできない)						
1	リモコンが何をやるものか分からない						
3. 対象利用者におけるQOLの変化							
QOLの変化 ※出典:WHO-5 精神的健康状態表							
最近2週間、利用者の状態に最も近いものに○をつけてください	いつも	ほとんどいつも	半分以上の期間を	半分以上の期間を	ほんのたまに	まったくない	
1	明るく、楽しい気分でした	5	4	3	2	1	0
2	落ち着いた、リラックスした気分でした	5	4	3	2	1	0
3	意欲的で、活動的に過ごした	5	4	3	2	1	0
4	ぐっすりと休み、気持ちよく目覚めた	5	4	3	2	1	0
5	日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった	5	4	3	2	1	0

以上です。ご回答ありがとうございました。

5 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について（4）

（2）総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査

別添2の施設向け調査票により、対象事業年度の10月（※1）における介護職員1月当たりの総業務時間及び超過勤務時間を調査（※2）すること。

また、労働時間の把握については、原則として、タイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録等の客観的な記録（賃金台帳に記入した労働時間数も含む）により把握する必要があること。

（※1） 本加算を算定した初年度においては、算定を開始した月とすること。

（※2） 総業務時間及び超過勤務時間は調査対象者全員の平均値（小数点第1位まで）を報告すること。

5 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について（5）

（3）年次有給休暇の取得状況の調査

別添2の施設向け調査票により、対象事業年度の10月を起点として直近1年間の年次有給休暇の取得日数を調査（※）すること。

（※）年次有給休暇の取得日数は調査対象者全体の平均値（小数点第1位まで）を報告すること。

（4）介護職員の心理的負担等の評価

別添3の介護職員向け調査票により、S R S－18調査（介護職員の心理的負担の変化）及び職員のモチベーションの変化に係る調査を実施すること。

5 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について（6）

別添2 施設向け調査票

施設向け調査票（労働時間等調査票）

別添2

※調査票は、1年度毎に1回（1年度毎に1回）提出してください。

調査票番号	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		労働時間等調査票
	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間	労働時間		
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
13																									
14																									
15																									
16																									
17																									
18																									
19																									
20																									
21																									
22																									
23																									
24																									
25																									
26																									
27																									
28																									
29																									
30																									

別添3 職員向け調査票

職員向け調査票

別添3

施設名

職員番号

記入日

年 月 日

1. 職員概要

性別 1:男 2:女 年齢階級 10歳代・20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代～

役職 1:経営層 2:管理系・リーダー 3:一般職 4:その他()

現在の職種の経験年数 年 ヶ月

2. 心理的負担評価

※出典：心理的ストレス反応測定尺度(Stress Response Scale-18)

※この設問では、普段の心理的な状態についてお伺いします。それぞれ、あてはまるもの1つに○をつけてください。

	全く 그렇지 않다	いくらかそうだが	まあそうだが	その通りだ
1 怒りっぽくなる	0	1	2	3
2 悲しい気分だ	0	1	2	3
3 なんとなく心配だ	0	1	2	3
4 怒りを覚える	0	1	2	3
5 泣きたい気分だ	0	1	2	3
6 感情を抑えられない	0	1	2	3
7 ぐちゃい思いがする	0	1	2	3
8 不愉快だ	0	1	2	3
9 気持ちがぼんやりしている	0	1	2	3
10 いらいらする	0	1	2	3
11 いらいらなことに自信がない	0	1	2	3
12 何もが嫌いやだか嫌う	0	1	2	3
13 よくないことを考える	0	1	2	3
14 話や行動がまとまらない	0	1	2	3
15 なでめて欲しい	0	1	2	3
16 情熱がない	0	1	2	3
17 ひどく疲れている気分だ	0	1	2	3
18 何かに集中できない	0	1	2	3

3. タブローの導入等によるモチベーションの変化

※この設問では、タブローの導入等の前後のモチベーションの変化についてお伺いします。

	減ったと感じる		増加したと感じる	
1 タブロー導入等による、仕事のやりがいの変化	-3	-2	-1	0 1 2 3
2 タブロー導入等による、職場の活気の変化	-3	-2	-1	0 1 2 3

職員向け調査票は以上です。

5 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について（7）

- (5) 機器の導入等による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の調査
別添4の介護職員向け調査票により、5日間の自記式又は他記式によるタイムスタディ調査を実施すること。

【（1）～（5）の調査等に係る注意事項（1）】

- ・（1）については、調査実施に係る現場の負担も考慮し、5名程度の利用者を調査の対象とすること。なお、5名程度の対象者の選定に当たっては、利用者及び介護職員の負担が軽減されるよう、利用者自身で調査に回答を行うことが可能な利用者を優先的に対象とすることも差し支えない。また、加算（Ⅱ）を算定する場合で、介護機器の導入を行ったフロアや居室の利用者の数が5名に満たない場合は、当該利用者全員を調査対象とすること。

5 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について（8）

【（１）～（５）の調査等に係る注意事項（２）】

- ・ （２）から（４）については、全ての介護職員（加算（Ⅱ）を算定する場合の（２）及び（３）については、介護機器の導入を行ったフロア等に勤務する介護職員）を調査の対象とする。
- ・ （５）については、調査実施に係る現場の負担も考慮し、日中の時間帯、夜間の時間帯それぞれについて、それぞれについて、複数人の介護職員を調査の対象とすることで足りるものとする。
- ・ （１）の調査の実施及び実績の厚生労働省への報告については、利用者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ることとし、当該利用者又は家族等の意向に応じ、調査の対象としないこととするなどの運用は認められるものであること。
- ・ （４）の調査の実施及び実績の厚生労働省への報告については、介護職員に必要な説明を行い、同意を得ることとし、当該介護職員の意向に応じ、調査の対象としないこととするなどの運用は認められるものであること。

5 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について（9）

別添4 職員向けタイムスタディ調査票

職員向けタイムスタディ調査票

↓ 以下、所定勤務時間や実勤務時間に関する記載漏れが多くあります。忘れず必ず記載をお願いします。

所属名	担当しているユニット・フロア名		～	～	～
職員ID *	所定勤務時間		～	～	～
調査実施日 *	月	日	曜日	実勤務時間（残業時間含む）	～

別添4

調査票（表面）

※10分間のうち、実施した業務について、その時間数（数値）について、縦列の合計が10分となるよう記入して下さい。記載例を参考ください。

記載例：「1.移動・移動・体位交換を6分間、7.食事支援を4分間」実施した場合

※勤務時間に応じて、「時台」の枠に、数字を記入してください。記載例として、8時から勤務を始めた場合は、「8時台」「9時台」・・・と勤務終了まで記載ください。

No.	分類	No.	項目	記載欄	時台												時台												時台												時台												時台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
					00:00	00:10	00:20	00:30	00:40	00:50	01:00	01:10	01:20	01:30	01:40	01:50	02:00	02:10	02:20	02:30	02:40	02:50	03:00	03:10	03:20	03:30	03:40	03:50	04:00	04:10	04:20	04:30	04:40	04:50	05:00	05:10	05:20	05:30	05:40	05:50	06:00	06:10	06:20	06:30	06:40	06:50	07:00	07:10	07:20	07:30	07:40	07:50	08:00	08:10	08:20	08:30	08:40	08:50	09:00	09:10	09:20	09:30	09:40	09:50	10:00	10:10	10:20	10:30	10:40	10:50	11:00	11:10	11:20	11:30	11:40	11:50	12:00	12:10	12:20	12:30	12:40	12:50	13:00	13:10	13:20	13:30	13:40	13:50	14:00	14:10	14:20	14:30	14:40	14:50	15:00	15:10	15:20	15:30	15:40	15:50	16:00	16:10	16:20	16:30	16:40	16:50	17:00	17:10	17:20	17:30	17:40	17:50	18:00	18:10	18:20	18:30	18:40	18:50	19:00	19:10	19:20	19:30	19:40	19:50	20:00	20:10	20:20	20:30	20:40	20:50	21:00	21:10	21:20	21:30	21:40	21:50	22:00	22:10	22:20	22:30	22:40	22:50	23:00	23:10	23:20	23:30	23:40	23:50	24:00	24:10	24:20	24:30	24:40	24:50	25:00	25:10	25:20	25:30	25:40	25:50	26:00	26:10	26:20	26:30	26:40	26:50	27:00	27:10	27:20	27:30	27:40	27:50	28:00	28:10	28:20	28:30	28:40	28:50	29:00	29:10	29:20	29:30	29:40	29:50	30:00	30:10	30:20	30:30	30:40	30:50	31:00	31:10	31:20	31:30	31:40	31:50	32:00	32:10	32:20	32:30	32:40	32:50	33:00	33:10	33:20	33:30	33:40	33:50	34:00	34:10	34:20	34:30	34:40	34:50	35:00	35:10	35:20	35:30	35:40	35:50	36:00	36:10	36:20	36:30	36:40	36:50	37:00	37:10	37:20	37:30	37:40	37:50	38:00	38:10	38:20	38:30	38:40	38:50	39:00	39:10	39:20	39:30	39:40	39:50	40:00	40:10	40:20	40:30	40:40	40:50	41:00	41:10	41:20	41:30	41:40	41:50	42:00	42:10	42:20	42:30	42:40	42:50	43:00	43:10	43:20	43:30	43:40	43:50	44:00	44:10	44:20	44:30	44:40	44:50	45:00	45:10	45:20	45:30	45:40	45:50	46:00	46:10	46:20	46:30	46:40	46:50	47:00	47:10	47:20	47:30	47:40	47:50	48:00	48:10	48:20	48:30	48:40	48:50	49:00	49:10	49:20	49:30	49:40	49:50	50:00	50:10	50:20	50:30	50:40	50:50	51:00	51:10	51:20	51:30	51:40	51:50	52:00	52:10	52:20	52:30	52:40	52:50	53:00	53:10	53:20	53:30	53:40	53:50	54:00	54:10	54:20	54:30	54:40	54:50	55:00	55:10	55:20	55:30	55:40	55:50	56:00	56:10	56:20	56:30	56:40	56:50	57:00	57:10	57:20	57:30	57:40	57:50	58:00	58:10	58:20	58:30	58:40	58:50	59:00	59:10	59:20	59:30	59:40	59:50	60:00	60:10	60:20	60:30	60:40	60:50	61:00	61:10	61:20	61:30	61:40	61:50	62:00	62:10	62:20	62:30	62:40	62:50	63:00	63:10	63:20	63:30	63:40	63:50	64:00	64:10	64:20	64:30	64:40	64:50	65:00	65:10	65:20	65:30	65:40	65:50	66:00	66:10	66:20	66:30	66:40	66:50	67:00	67:10	67:20	67:30	67:40	67:50	68:00	68:10	68:20	68:30	68:40	68:50	69:00	69:10	69:20	69:30	69:40	69:50	70:00	70:10	70:20	70:30	70:40	70:50	71:00	71:10	71:20	71:30	71:40	71:50	72:00	72:10	72:20	72:30	72:40	72:50	73:00	73:10	73:20	73:30	73:40	73:50	74:00	74:10	74:20	74:30	74:40	74:50	75:00	75:10	75:20	75:30	75:40	75:50	76:00	76:10	76:20	76:30	76:40	76:50	77:00	77:10	77:20	77:30	77:40	77:50	78:00	78:10	78:20	78:30	78:40	78:50	79:00	79:10	79:20	79:30	79:40	79:50	80:00	80:10	80:20	80:30	80:40	80:50	81:00	81:10	81:20	81:30	81:40	81:50	82:00	82:10	82:20	82:30	82:40	82:50	83:00	83:10	83:20	83:30	83:40	83:50	84:00	84:10	84:20	84:30	84:40	84:50	85:00	85:10	85:20	85:30	85:40	85:50	86:00	86:10	86:20	86:30	86:40	86:50	87:00	87:10	87:20	87:30	87:40	87:50	88:00	88:10	88:20	88:30	88:40	88:50	89:00	89:10	89:20	89:30	89:40	89:50	90:00	90:10	90:20	90:30	90:40	90:50	91:00	91:10	91:20	91:30	91:40	91:50	92:00	92:10	92:20	92:30	92:40	92:50	93:00	93:10	93:20	93:30	93:40	93:50	94:00	94:10	94:20	94:30	94:40	94:50	95:00	95:10	95:20	95:30	95:40	95:50	96:00	96:10	96:20	96:30	96:40	96:50	97:00	97:10	97:20	97:30	97:40	97:50	98:00	98:10	98:20	98:30	98:40	98:50	99:00	99:10	99:20	99:30	99:40	99:50	100:00	100:10	100:20	100:30	100:40	100:50	101:00	101:10	101:20	101:30	101:40	101:50	102:00	102:10	102:20	102:30	102:40	102:50	103:00	103:10	103:20	103:30	103:40	103:50	104:00	104:10	104:20	104:30	104:40	104:50	105:00	105:10	105:20	105:30	105:40	105:50	106:00	106:10	106:20	106:30	106:40	106:50	107:00	107:10	107:20	107:30	107:40	107:50	108:00	108:10	108:20	108:30	108:40	108:50	109:00	109:10	109:20	109:30	109:40	109:50	110:00	110:10	110:20	110:30	110:40	110:50	111:00	111:10	111:20	111:30	111:40	111:50	112:00	112:10	112:20	112:30	112:40	112:50	113:00	113:10	113:20	113:30	113:40	113:50	114:00	114:10	114:20	114:30	114:40	114:50	115:00	115:10	115:20	115:30	115:40	115:50	116:00	116:10	116:20	116:30	116:40	116:50	117:00	117:10	117:20	117:30	117:40	117:50	118:00	118:10	118:20	118:30	118:40	118:50	119:00	119:10	119:20	119:30	119:40	119:50	120:00	120:10	120:20	120:30	120:40	120:50	121:00	121:10	121:20	121:30	121:40	121:50	122:00	122:10	122:20	122:30	122:40	122:50	123:00	123:10	123:20	123:30	123:40	123:50	124:00	124:10	124:20	124:30	124:40	124:50	125:00	125:10	125:20	125:30	125:40	125:50	126:00	126:10	126:20	126:30	126:40	126:50	127:00	127:10	127:20	127:30	127:40	127:50	128:00	128:10	128:20	128:30	128:40	128:50	129:00	129:10	129:20	129:30	129:40	129:50	130:00	130:10	130:20	130:30	130:40	130:50	131:00	131:10	131:20	131:30	131:40	131:50	132:00	132:10	132:20	132:30	132:40	132:50	133:00	133:10	133:20	133:30	133:40	133:50	134:00	134:10	134:20	134:30	134:40	134:50	135:00	135:10	135:20	135:30	135:40	135:50	136:00	136:10	136:20	136:30	136:40	136:50	137:00	137:10	137:20	137:30	137:40	137:50	138:00	138:10	138:20	138:30	138:40	138:50	139:00	139:10	139:20	139:30	139:40	139:50	140:00	140:10	140:20	140:30	140:40	140:50	141:00	141:10	141:20	141:30	141:40	141:50	142:00	142:10	142:20	142:30	142:40	142:50	143:00	143:10	143:20	143:30	143:40	143:50	144:00	144:10	144:20	144:30	144:40	144:50	145:00	145:10	145:20	145:30	145:40	145:50	146:00	146:10	146:20	146:30	146:40	146:50	147:00	147:10	147:20	147:30	147:40	147:50	148:00	148:10	148:20	148:30	148:40	148:50	149:00	149:10	149:20	149:30	149:40	149:50	150:00	150:10	150:20	150:30	150:40	150:50	151:00	151:10	151:20	151:30	151:40	151:50	152:00	152:10	152:20	152:30	152:40	152:50	153:00	153:10	153:20	153:30	153:40	153:50	154:00	154:10	154:20	154:30	154:40	154:50	155:00	155:10	155:20	155:30	155:40	155:50	156:00	156:10	156:20	156:30	156:40	156:50	157:00	157:10	157:20	157:30	157:40	157:50	158:00	158:10	158:20	158:30	158:40	158:50	159:00	159:10	159:20	159:30	159:40	159:50	160:00	160:10	160:20	160:30	160:40	160:50	161:00	161:10	161:20	161:30	161:40	161:50	162:00	162:10	162:20	162:30	162:40	162:50	163:00	163:10	163:20	163:30	163:40	163:50	164:00	164:10	164:20	164:30	164:40	164:50	165:00	165:10	165:20	165:30	165:40	165:50	166:00	166:10	166:20	166:30	166:40	166:50	167:00	167:10	167:20	167:30	167:40	167:50	168:00	168:10	168:20	168:30	168:40	168:50	169:00	169:10	169:20	169:30	169:40	169:50	170:00	170:10	170:20	170:30	170:40	170:50	171:00	171:10	171:20	171:30	171:40	171:50	172:00	172:10	172:20	172:30	172:40	172:50	173:00	173:10	173:20	173:30	173:40	173:50	174:00	174:10	174:20	174:30	174:40	174:50	175:00	175:10	175:20	175:30	175:40	175:50	176:00	176:10	176:20	176:30	176:40	176:50	177:00	177:10	177:20	177:30	177:40	177:50	178:00	178:10	178:20	178:30	178:40	178:50	179:00	179:10	179:20	179:30	179:40	179:50	180:00	180:10	180:20	180:30	180:40	180:50	181:00	181:10	181:20	181:30	181:40	181:50	182:00	182:10	182:20	182:30	182:40	182:50	183:00	183:10	183:20	183:30	183:40	183:50	184:00	184:10	184:20	184:30	184:40	184:50	185:00	185:10	185:20	185:30	185:40	185:50	186:00	186:10	186:20	186:30	186:40	186:50	187:00	187:10	187:20	187:30	187:40	187:50	188:00	188:10	188:20	188:30	188:40	188:50	189:00	189:10	189:20	189:30	189:40	189:50	190:00	190:10	190:20	190:30	190:40	190:50	191:00	191:10	191:20	191:30	191:40	191:50	192:00	192:10	192:20	192:30	192:40	192:50	193:00	193:10	193:20	193:30	193:40	193:50	194:00	194:10

6 生産性向上の取組に関する成果があることの確認について(1)

(1) 加算(Ⅱ)から変更し加算(Ⅰ)の算定を開始しようとする場合

加算(Ⅰ)の算定開始に当たっては、生産性向上の取組の成果として、業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減が行われていることの確認が必要である。

具体的には、次のとおり確認し、ア～ウに該当していることを示すデータを指定権者に提出する。

- ・ 介護機器導入後、生産性向上の取組を3月以上継続していること。
- ・ 5の(1)～(3)について、当該機器の導入前後の状況を比較し、次のアからウのとおり成果が確認されること。
 - ア 利用者の満足度等の評価の項目について、本取組による悪化が見られないこと。
 - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査の項目について、介護職員の総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮していること。
 - ウ 年次有給休暇の取得状況の調査の項目について、維持又は増加していること。

6 生産性向上の取組に関する成果があることの確認について(2)

- (2) 本加算の新設以前から加算（Ⅰ）の要件を満たすような生産性向上の取組を進めている介護サービス事業所が最初から加算（Ⅰ）を算定しようとする場合
生産性向上の取組を従来から進めている介護サービス事業所が最初から加算（Ⅰ）を算定する場合、加算（Ⅰ）の算定開始に当たっては、当該事業所における生産性向上の取組による成果として（1）アからウに該当することを示すデータの提出が必要である。
- (3) （1）、（2）に該当しない介護サービス事業所が最初から加算（Ⅰ）算定しようとする場合
（1）、（2）に該当しない介護サービス事業所が最初から加算（Ⅰ）を算定しようとする場合、（1）アからウに該当することを示すデータの提出が必要である。